

< 車両規定 >

制作 平成 20 年 3 月 27 日

2 版 平成 20 年 4 月 01 日 灯火類（照明）修正



- 目次 -

	ページ
1. STクラス車両規定	1
1-1 参加車両	1
1-2 ゼッケン	1
1-3 フレーム	1
1-4 エンジン	1
1-5 ミッション	1
1-6 クラッチ	1
1-7 吸気系	2
1-8 排気系	2
1-9 フューエル系	2
1-10 サスペンション	2
1-11 ブレーキ	3
1-12 外装の変更	3
1-13 灯火類(照明)	3
1-14 計器類	3
2. OPENクラス車両規定	4
2-1 ゼッケン	4
2-2 エンジン	4
2-3 ミッション	4
2-4 吸気系	4
2-5 フューエル系	5
2-6 灯火類(照明)	5
3. MMクラス車両規定	6
3-1 ゼッケン	6
3-2 エンジン	6
3-3 吸気系	6
3-4 フューエル系	6
3-5 車体に関して	7
3-6 灯火類(照明)	7

1. STクラス車両規定

Mini-Max ST クラスに参加する車両は、「安全の為にかならず行わなければならない改造」、さらに「STクラス車両規定」を満たさなくてはならない

1-1 参加車両

- (1) APE-ST ホンダ APE100 及び XR100 モタード
- (2) NSR-ST ホンダ NSR50 及び NSR-mini (NSR-mini は NSR50 相当の仕様に変更が必要)
- (3) KSR-ST4 カワサキ KSR110
- (4) KSR-ST2 カワサキ KSR-

1-2 ゼッケン

- (1) ゼッケン下地は黒色とし、ゼッケンは白色を使用すること。

1-3 フレーム

- (1) スターの追加・突起物の取り外し
ゼッケンプレート・メーター・シート等の取付けを目的としたスターの追加は認められる。
突起物の取り外しは認められる。
XR100 モタードのタンデムステップはフレームにスターが溶接されている為、ステップのみ取り外すとスターが突起物として残ってしまうので、スターのみの切断又はスターがむき出しにならない様に柔軟な物で覆うこと。
- (2) フットレスト・ペダル・レバーの変更は認められる。

1-4 エンジン

- (1) 下記エンジン部品については変更が認められる。
スパークプラグ・プラグコード
アクセルワイヤー・クラッチワイヤー・スロットルグリップ (ハイスロの使用を認める。)
CDI ユニット・イグニッションコイル
ワイヤーハーネス
純正オーバーサイズピストンの使用を禁止する。
- (2) リミッター解除装置を取り付けることができる。

1-5 ミッション

- (1) ファイナルレシオの変更は認められるが、その他の変更は認められない。
- (2) KSR110 は 4 速までの変速レシオ及びシフトドラム交換可能。

1-6 クラッチ

- (1) KSR110 はマニュアルクラッチを装着することができる。
- (2) KSR110 は 4 速までの変速レシオ及びシフトドラム交換可能。

1-7 吸気系

(1)ジェット・ニードル・スロットルバルブの変更は認められる。

上記以外の改造・変更は禁止する。

(2)エアクリーナーエレメントは変更もしくは取り外すことができる。

(3)吸気制限部の加工

キャブレターとエンジンを接続するパイプの間にあるインシュレーターは取り外し、もしくはキャブレター径までの加工またはキャブレター径の社外品に変更することができる。
それ以外の加工変更は禁止する。



エアクリーナーボックス上部にある吸入口(下図)は取り外しのみができる。



エアクリーナーボックス上部にある吸入口

KSR のエアクリーナーボックス内の隔壁は切除してよい。それ以外のエアクリーナーボックスの加工は禁止する。

1-8 排気系

(1)マフラーを交換することは認められる。

(2)エキゾーストパイプの取り回しは自由とする。

マフラーをセンター出しにする場合も、フェンダーの加工・取り外しは禁止する。

ナンバーブラケットは取り外すこと。

1-9 フューエル系

(1) 燃料タンク及びフューエルコック、フューエルラインの改造・変更は禁止する。

1-10 サスペンション

(1) フロントサスペンションのオイルおよび突き出し量の変更、車高調整する為のカラーを追加することが認められる。

(2) リアサスペンションユニット本体およびスプリングの加工・変更は認められないが、APE100 はリアサスペンションを XR100 モータード の純正リアサスペンションユニット(スプリング・ダンパーパッド類の関連パーツ含む)を使用することができる。

(3) ハンドルバーを変更することが認められる。

1-11 ブレーキ

- (1) ブレーキホース・ブレーキオイル・パッド(シュー)の変更は認められる。
- (2) APE100 は XR100 モタード のブレーキキャリパーを使用は認められる。

1-12 外装の変更

- (1) 規定以外の外装の変更は禁止する。
- (2) フロントフェンダー・リアフェンダーの加工や取り外し・取付け位置の変更は禁止とする。
ただし、フロントスタンドをかけるために最小限の穴あけ加工は認められる。ナンバープレート用ブラケットの取り外しも認められる。KSR に関しては一体型になっているが取り外しを認める。
(マフラーをセンター出しにする場合も含む)
APE100・XR100 モタード・KSR110 各車両のフロント及びリアフェンダーを変更することはできない。
- (3) APE100 については、XR100 モタード の純正ホイールおよび純正ブレーキ・フロントフォーク
(関連パーツを含む)・スイングアーム/リンゲージ・ヘッドライト及びフロントバイザーを装着することができる。
- (4) APE100 純正ヘッドライトを使用する場合は、フロントゼッケンベースを兼ねたアフターマーケット品のフロントバイザー・カウルを装着することができる。
- (5) APE100 のサイドゼッケンは、プレートのみ装着することが出来る。サイドゼッケンを兼ねたアフターマーケット品のカウルの使用は禁止する。
- (6) シュラウドの装着部のメーカー出荷時からの変更は禁止する。
- (7) ノーマル座席シートの取り外しは禁止する。乗車姿勢維持を目的とする最低限の加工・追加物を認める。
追加物を装着した場合は、走行時に脱落しない様にする。
- (8) NSR50 及び NSR Mini ノ外装は著しくノーマルの外観から変わらない範囲で市販の FRP 製品の仕様は可能。
その場合、有効なヘッドライト装着のための加工は認められる。
- (9) アンダートレイ装着のための加工は認められる。

1-13 灯火類(照明)

- (1) 純正ヘッドライトを使用すること。ただし、APE100 は XR100 モタード の純正ヘッドライトおよびフロントバイザーを装着することができる。
- (2) テールライトはブレーキ時に点灯してはならない。
- (3) 純正ジェネレーターを使用する以外に、搭載バッテリーから電力を得てライトを点灯することが認められる。
- (4) 明るくする為にヘッドライトのバルブのみを交換することが認められる。
- (5) 車両の後部には最低 20cm² の赤色反射ステッカーまたはプレートを装着すること
- (6) リアテールライトは純正以外に変更することができるが、十分な照度が確保されていなければならない。LEDライトの使用は認められるが面積最低 10 cm²を保持すること。
- (7) ガラス製のフロントライトレンズまたはレンズカバー、および全ての材質のリアライトは飛散防止用クリアフィルムで全面を覆うこと。
- (8) 決勝レースでは理由の如何に関わらず、灯火類が点灯できない場合はペナルティの対象となる。
- (9) NSR-mini で参加される車両は、NSR50 のノーマルを使用することが望ましい。
08 年度の特例としてフロントライトの LED を認める。
その場合自車が確認できる十分な光量を確保すること。
フロントライト装着位置は、正面から確認できること。

1-14 計器類

- (1) 標準装着されている計器類の追加・変更することが認められる。
- (2) タコメーター装着の為に、車両へ最低限の加工をすることが認められる。
- (3) 速度取り出しギヤのみの取り外しは認められる。

2. OPENクラス車両規定

Mini-Max OPEN クラスに参加する車両は、「安全の為にかならず行わなければならない改造」、さらに「OPENクラス車両規定」を満たさなくてはならない

2-1 ゼッケン

- (1) ゼッケン下地の色は白とし、ゼッケンの色は黒とする。
- (2) 車検時にゼッケンの判別が困難と判断された場合、車検時間内に修正すること。

2-2 エンジン

- (1) 4sc
排気量上限は自然吸気の4ストローク、125cc までとする。
クランクケースの加工は切削のみ認められる。
- (2) 2sc
一般公道用市販車で排気量 60cc 以下のエンジンを使用。
クランクケースの加工は切削のみ認められる。

2-3 ミッション

- (1) ギヤボックスの材質・形状を量産市販されていないものに変更することは禁止する。
- (2) ミッションギヤ・プライマリーギヤを量産市販されていないものに変更することは禁止する。
- (3) ギヤは最大6 速までとする。

2-4 吸気系

- (1) フューエルインジェクションへの変更・過給機を使用する事は禁止する。
- (2) エアクリーナーボックスの取り外しは認められるが、その場合はブローバイガスがキャブレターに吸入されるような措置をとること。
- (3) 4 サイクル・2 サイクル共にキャブレター口径を 22 相当に改造する。

禁止事項

エアクリーナーBOX 装着車のラム圧過給（走行風導入パイプ等も含む）の禁止
2 サイクル車両は2年間の暫定参加期間のみエントリー可能。

2-5 フューエル系

- (1) フューエルタンクには防爆材を充填すること。
2輪メーカーより一般公道用として市販された車両の純正タンクについては、一切の改造・変更がない場合に限り、この条件を免除される。
フューエルタンクが非金属製で、シュラウドをもたないタイプの車両は、タンクカバーの装着が義務付けられる。
- (2) フューエルタンクの最大容量は9リットルとする。
- (3) 給油口の改造を行なった場合の最大容量は5リットルまでとする。
- (4) 燃料はマシンにしっかりと固定されたひとつのタンク内に入れられるものとする。
- (5) メインタンク以外のサブタンクの使用は禁止する。
- (6) 給油の為に簡単に着脱出来る取り替えタンクを使用することは禁止する。

2-6 灯火類(照明)

- (1) フロントライト/リアライトとも取り付けなければならない、正常に作動しなければならない。
- (2) 懐中電灯・マグライト等を車両に固定して使用することは禁止する。
- (3) フロントライト(照明)はハロゲンライトもしくはHLDライトを使用することとし、08年度のみ特例としてLEDの使用を認める。
- (4) フロントライト(ハロゲン、HLD)は直径が5cm以上であることが望ましい。
LEDの場合は自車が確認できる光量を十分に確保すること。
- (5) リアライトはLEDの使用が認められるが、10cm²相当の面積を保持すること。
- (6) ライトの形式
フロント...ハロゲンライト、HLDライトは25W相当以上の照度を持つものが望ましい。
LEDはこの限りではない。赤色は禁止。
リア...ハロゲンライト5W相当以上の照度を持つレッドライト。LEDはこの限りではない。
フロントライト装着位置は正面から確認できること。
- (7) ライトの電源はエンジンによって駆動されるジェネレーター・オルタネーターあるいは、搭載バッテリーから必要十分な電力を得なければならない。ジェネレーター・オルタネーターは純正品から改造・変更されてもよい。
- (8) 車両の後部には最低20cm²の赤色反射ステッカーまたはプレートを装着すること。
- (9) フロント/リアライト以外のマーカーランプ等、発光パーツの取り付けは一切禁止する。
- (10) ガラス製のフロントライトレンズまたはレンズカバー、および全ての材質のリアライトは飛散防止用クリアフィルムで全面を覆うこと。

3. MMクラス車両規定

Mini-Max M・M クラスに参加する車両は、「安全の為にかならず行わなければならない改造」、さらに「MMクラス車両規定」を満たさなくてはならない

3-1 ゼッケン

- (1) ゼッケン下地の色は赤とし、ゼッケンの色は白とする。
- (2) 車検時にゼッケンの判別が困難と判断された場合、車検時間内に修正すること。

3-2 エンジン

(1) 4 サイクルエンジン

一般公道用車両の改造車で排気量116cc以下の空冷エンジンを使用。

ベースとなる車両エンジンのクランクシャフトを変更・加工することなく制限までの排気量アップを認める。
(即ち、ボアアップによる排気量変更のみ可能)

エンジン主要部品(クランクケース・シリンダー・シリンダーヘッド)は交換不可。但しボアアップ作業に伴う「シリンダー」の一般的に入手可能な市販部品への交換は可能。この場合スリーブの材質は元の車両からの材質変更は認めない。

カムシャフト・バルブ・バルブスプリングの変更は、一般的に入手可能な市販部品の交換は可能。手作業による部品の研磨などは可能。

シリンダーヘッドの加工は可能。

ミッションは5速以内でのレシオ変更及びシフトドラムの交換は可能。

クラッチプレートの枚数変更は可能。カバー類の加工及び交換は一般的に入手可能な市販部品のみ可能。遠心クラッチを手動式に変更するのは可能。湿式から乾式への変更は不可。

(2) 2 サイクルエンジン

一般公道車両の排気量50cc以下のエンジンを使用。但しホンダ NSR-Mini は参加可能。

エンジンの主要構成部品(クランクケース・シリンダー・シリンダーヘッド)の交換及び変更は不可。

シリンダーのポート加工及びシリンダーヘッド面研磨による圧縮比の調整は可能。

クラッチプレートの枚数は変更可能。カバー類の変更は一般的に入手できる市販部品への交換は可能。

ミッションの変更は不可。

チャンバーの交換は可能。この場合有効な消音器を供えること。

3-3 吸気系(2 サイクル 4 サイクル共通)

キャプレーターの口径は22mm相当に制限。エアクリーナーボックスの取り付けを推奨。エアボックス内にラム圧(走行風導入パイプを含む)が掛かる構造のものは使用禁止。

3-4 フューエル系

フューエルタンクには防爆材を充填すること。

一般公道用車両の純正タンクについては、一切の改造・変更がない限りこの条件は免除される。

3-5 車体に関して

一般公道を走行可能な車両をベースに改造された車両であること。

ホイールサイズは 12 インチのみ。

ボルトオンパーツによるフレーム補強は可能。

必要部品取り付けを目的としたフレームへの加工・追加溶接は可能。

余分なステーのフレームからの切除は可能。

スイングアームの改造・交換は可能。但し、ベースマシンのサスペンション形式の変更は不可。

(2 本サスから 1 本サスへの変更など)

フロントサスペンションの交換は不可。但しベースマシンのブレーキ効力を高めるために施す加工・交換は可能。この場合一般的に入手可能な市販品のみ使用可能。

(APE・モンキーなどのドラム式からディスク式への変更など。

リヤサスペンションの変更は可能。

サーキット走行に十分な効力を発揮する前後ブレーキを有すること。

外装関係部品は変更・交換可能。

エキゾーストマフラーの変更・交換は可能。音量規定あり。

3-6 灯火類(照明)

(1) フロントライト/リアライトとも取り付けなければならず、正常に作動しなければならない。

(2) 懐中電灯・マグライト等を車両に固定して使用することは禁止する。

(3) フロントライト(照明)はハロゲンライトもしくは HLD ライトを使用することとし、08 年度のみ特例として LED の使用を認める。

(4) フロントライト(ハロゲン、HLD)は直径が 5 cm 以上であることが望ましい。

LED の場合は自車が確認できる光量を十分に確保すること。

(5) リアライトは LED の使用が認められるが、10 cm²相当の面積を保持すること。

(6) ライトの形式

フロント...ハロゲンライト、HLD ライトは 25W 相当以上の照度を持つものが望ましい。

LED はこの限りではない。赤色は禁止。

リア...ハロゲンライト 5W 相当以上の照度を持つレッドライト。LED はこの限りではない。

フロントライト装着位置は正面から確認できること。

(7) ライトの電源はエンジンによって駆動されるジェネレーター・オルタネーターあるいは、搭載バッテリーから必要十分な電力を得なければならない。ジェネレーター・オルタネーターは純正品から改造・変更されてもよい。

(8) 車両の後部には最低 20cm² の赤色反射ステッカーまたはプレートを装着すること。

(9) フロント/リアライト以外のマーカーランプ等、発光パーツの取り付けは一切禁止する。

(10) ガラス製のフロントライトレンズまたはレンズカバー、および全ての材質のリアライトは飛散防止用クリアフィルムで全面を覆うこと。